

東大阪水サ給第 400 号

令和 8 年 7 月 9 日

指定給水装置工事事業者 各位

東大阪市上下水道事業管理者

手形・小切手による納付の受付停止について

平素は、本市上水道事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、このたび、政府による手形・小切手利用廃止の方針を受け、各金融機関において手形・小切手の取扱いが順次縮小されているところです。

これを踏まえ、本市水道事業におきましても、給水装置工事に係る加入金及び手数料の納付について、手形及び小切手による受付を下記のとおり停止することといたしましたのでお知らせします。

全国的な制度変更に伴う対応ですので、指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 水道庁舎内銀行における手形・小切手の取扱い終了日  
令和 8 年 9 月 29 日 (火)  
※ 9 月 30 日 (水) 以降は現金のみの取扱いとなります。
2. 収納取扱金融機関における手形・小切手の取扱い  
紙の手形・小切手の交換制度は令和 9 年 3 月末をもって廃止される予定であり、それまでの取扱いについては金融機関ごとに対応が異なります。  
詳細につきましては、各金融機関にご確認ください。

東大阪市上下水道局 水道総務部  
水道サービス室 給水課  
電話:06-6724-1221  
Mail:suidokyusui@city.higashiosaka.lg.jp